

科学研究費助成事業研究機関担当者 殿

文部科学省研究振興局学術研究推進課  
独立行政法人日本学術振興会研究事業部

令和6(2024)年度科学研究費助成事業(科研費)における基盤研究(B)の基金化について

令和5(2023)年11月29日付けで成立した令和5(2023)年度補正予算により、「基盤研究(B)」における令和5(2023)年度以前に採択された継続課題(以下「継続課題」という。)を対象に、新たに基金化を行います。ついては、下記の留意事項について、貴研究機関所属の研究者及び事務担当者等の関係者に周知願います。

また、令和6(2024)年4月以降に交付内定を行う令和6(2024)年度の新規採択課題についても、令和5(2023)年12月22日付けで閣議決定された令和6(2024)年度予算政府案(別紙参照)において基金化することを予定しており、今後、令和6(2024)年度予算として国会で成立した場合には、速やかに基金化に向けた手続を進める予定ですのであらかじめお知らせします。

なお、令和6(2024)年度予算政府案について、国会の審議状況により変更がある場合には別途連絡しますので留意願います。

## 記

### 「基盤研究(B)」の基金化に伴う留意事項

- 継続課題の交付内定は令和6(2024)年2月下旬頃を予定しています。「基盤研究(B)」の基金化に伴う継続課題の交付申請及び研究費の執行等についての詳細は、交付内定通知を確認してください。
- 継続課題は、これまで使用した課題番号とは異なる新たな課題番号\*を付番の上、基金課題として改めて交付内定を行う予定です。

※課題番号の付番ルールを以下のとおり変更します。

現行	変更後
(R5年度新規)	(R6年度継続課題)
23H12345	23K12345
西暦   通し番号	西暦   通し番号 (補助金時の通し番号からは変更となります)
補助金課題は「H」	基金課題は「K」

- 継続課題は交付内定日以降、研究費の執行が可能となり、基金の使用ルールが適用されます。ただし、交付内定日より前に課題を廃止している場合や、交付申請時点で申請資格を満たさない場合は、交付申請を行うことができません。また、交付内定日以降に実施する基金課題により令和6(2024)年2月及び3月中に使用した経費は、令和7(2025)年5月31日までに提出する実施状況報告書、又は研究計画最終年度の翌年度の5月31日まで(補助事業を廃止した場合には、当該廃止の承認を得た後61日以内)に提出する実績報告書において、令和6(2024)年度の実支出額として報告してください。

- 令和5(2023)年度に実施した補助金課題と令和6(2024)年2月以降に実施する基金課題は同一の研究課題として扱いますので、今回の基金化による補助金課題終了に伴って研究成果報告書を提出する必要はありません。ただし、令和5(2023)年度に実施した補助金課題の実績報告に関しては、補助金の様式を活用して予定どおり行ってください。  
なお、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度へ繰越を行う令和5(2023)年度事業は基金化されず、引き続き補助金課題として実施されます。
- 継続課題については、「調整金」を利用した令和5(2023)年度から令和6(2024)年度への次年度使用の申請受付は行いません。継続課題の研究費の次年度(令和6(2024)年度)における使用を行う場合は、「繰越制度」を活用する必要がありますので、該当する継続課題は積極的に活用してください。その際、繰越の要件に合致しないなど繰越制度を利用できない場合には、日本学術振興会まで相談してください。  
(参考) 日本学術振興会ホームページ  
「令和5(2023)年度科学研究費助成事業(科学研究費補助金)の繰越申請手続について」  
[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06\\_jsps\\_info/2023/g\\_1222.html](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/2023/g_1222.html)

**【本件に関する問合せ先】**

(予算、科研費制度全般に関すること)  
文部科学省研究振興局学術研究推進課  
TEL: 03-6734-4091 (研究費総括係)

(基盤研究(B)の手続に関すること)  
独立行政法人日本学術振興会  
研究事業部 研究助成企画課、研究助成第一課  
TEL: 03-3263-4796 (全般)  
03-3263-0164 (補助金、繰越・調整金)  
03-3263-1057 (基金)